○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

（平成十六年五月二十八日法律第六十三号）
最終改正：平成三十一年四月十七日法律第十二号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　裁判員等選任手続
　第一節　裁判員候補者の選定等（第三条―第十四条）
　第二節　裁判員候補者の出頭等（第十五条―第二十五条）
　第三節　裁判員の選任（第二十六条―第三十五条）
第三章　裁判員の参加する合議体による審理及び裁判（第三十六条―第六十六条）
第四章　裁判員の権利及び義務（第六十七条―第七十九条）
第五章　罰則（第八十条―第八十八条）
第六章　雑則（第八十九条―第九十二条）
第七章　裁判員裁判の対象となる事件（第九十三条）
第八章　附則

第一章　総則

（参考）
（裁判員の義務）
第一条　国民は、この法律の定めるところにより、裁判員の職務を行う。
2　前項の職務は、公平誠実にこれを行う。
3　何人も、裁判員の職務又は裁判員の選任に関して、この法律の定めるところによる場合を除いては、公にすることその他の方法により、裁判員の氏名、住所その他の裁判員又は裁判員であった者を特定するに足りる事項を明らかにしてはならない。
4　何人も、裁判員又は裁判員であった者に対し、その職務に関して、請託をしてはならない。
5　何人も、裁判員又は裁判員であった者に対し、その職務に関して、その職務の公正さに関する不安又は裁判員の選任の公正さに関する不信を生じさせるおそれのある行為をしてはならない。
（裁判員の権限）
第二条　裁判員は、この法律の定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
一　裁判官と共に、事実の認定、法令の適用及び刑の量定を行うこと。
二　裁判官と共に、判決をすること。
三　裁判官と共に、法律に従い、判決以外の裁判所の裁判をすること。
四　裁判官と共に、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第七十五条第二項の決定をすること。
（裁判官の権限）
第三条　裁判官は、裁判員の参加する合議体による審理及び裁判に関与し、裁判員の権限に属する事項を行う。
2　裁判官は、裁判員の参加する合議体による審理及び裁判に関与し、裁判員の権限に属する事項以外の事項を行う。
3　裁判官は、裁判員の参加する合議体による審理及び裁判に関与し、裁判員の権限に属する事項について、裁判員の意見を聴いた上、評議を主宰する。
4　裁判官は、裁判員の参加する合議体による審理及び裁判に関与し、裁判員の権限に属する事項について、裁判員に対し、必要な説明をすることができる。
5　裁判官は、裁判員の参加する合議体による審理及び裁判に関与し、裁判員の権限に属する事項について、裁判員に対し、必要な説明をすることを裁判長に求めることができる。
（裁判員の員数）
第四条　裁判員の員数は、六人とする。
2　裁判官の員数は、三人とする。ただし、裁判所が、事件の内容、審理の状況その他の事情を考慮して、裁判官の員数を一人又は二人とすることが相当であると認めるときは、裁判官の員数を一人又は二人とすることができる。
（裁判員の選定）
第五条　裁判員は、この法律の定めるところにより、裁判員候補者の中から選定する。
2　裁判員候補者は、この法律の定めるところにより、衆議院議員の選挙権を有する者の中から選定する。
（裁判員の解任）
第六条　裁判員は、この法律の定めるところにより、解任する。
2　裁判員は、この法律の定めるところにより、解任しなければならない。
（裁判員の辞退）
第七条　裁判員は、この法律の定めるところにより、辞退することができる。
（裁判員の欠員）
第八条　裁判員に欠員を生じたときは、補充裁判員をもって補充する。
2　補充裁判員は、この法律の定めるところにより、裁判員候補者の中から選定する。
（裁判員の補充）
第九条　裁判員の欠員を補充するときは、裁判官のみによる審理及び裁判を行うことを決定した場合を除き、補充裁判員は、裁判官のみによる審理及び裁判を行うことを決定した場合を除き、裁判員の職務を行う。
2　補充裁判員は、裁判員の職務を行うときは、裁判員とみなす。
3　補充裁判員は、裁判員の職務を行うときは、裁判員の権限に属する事項について、裁判官と共に、評議を行い、判決をし、又は裁判所の裁判をする。
4　補充裁判員は、裁判員の職務を行うときは、裁判員の権限に属する事項について、裁判官と共に、評議を行い、判決をし、又は裁判所の裁判をすることができる。
（裁判員の任期）
第十条　裁判員の任期は、その選任の日から、その選任に係る事件の審理及び裁判が終了するまでの間とする。
2　補充裁判員の任期は、その選任の日から、その選任に係る事件の審理及び裁判が終了するまでの間とする。
（裁判員候補者の員数）
第十一条　裁判員候補者の員数は、毎年、裁判員の選任を行うべき事件の数、裁判員候補者の出頭率その他の事情を考慮して、裁判員の選任に支障がないと見込まれる員数として最高裁判所規則で定める員数とする。
2　裁判員候補者の員数は、裁判員の選任を行うべき事件の数、裁判員候補者の出頭率その他の事情を考慮して、裁判員の選任に支障がないと見込まれる員数として地方裁判所ごとに最高裁判所規則で定める員数とする。
（裁判員候補者名簿）
第十二条　裁判員候補者名簿は、毎年、裁判員候補者として前条第二項の最高裁判所規則で定める地方裁判所ごとの員数の裁判員候補者の氏名及び住所を記載し、又は記録することにより調製する。
2　裁判員候補者名簿は、裁判員候補者名簿管理官が調製する。
3　裁判員候補者名簿管理官は、裁判員候補者名簿を調製するため、毎年、選挙人名簿（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十一条第一項に規定する選挙人名簿をいう。）に記載された者の中から、くじその他の作為が加わらない方法によって、裁判員候補者名簿に記載すべき裁判員候補者の数の裁判員候補者を選定しなければならない。
4　裁判員候補者名簿には、裁判員候補者ごとに、整理番号を付さなければならない。
5　裁判員候補者名簿には、前項の整理番号のほか、裁判員候補者ごとに、生年月日その他の裁判員候補者を特定するに足りる事項を記載し、又は記録しなければならない。
6　裁判員候補者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる。
（裁判員候補者名簿の記載の通知）
第十三条　裁判員候補者名簿管理官は、裁判員候補者名簿を調製したときは、遅滞なく、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対し、その旨を通知しなければならない。
2　裁判員候補者名簿管理官は、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者について、その氏名、住所その他の裁判員候補者名簿の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、裁判員候補者名簿の記載を変更しなければならない。
3　裁判員候補者名簿管理官は、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者について、その氏名、住所その他の裁判員候補者名簿の記載事項に誤りがあることを発見したときは、遅滞なく、裁判員候補者名簿の記載を変更しなければならない。
4　裁判員候補者名簿管理官は、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者について、その者が死亡したことを知ったときは、遅滞なく、裁判員候補者名簿の記載を消除しなければならない。
5　裁判員候補者名簿管理官は、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者について、その者が選挙権を有しないことを知ったときは、遅滞なく、裁判員候補者名簿の記載を消除しなければならない。
6　裁判員候補者名簿管理官は、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者について、その者が第十六条第一号から第七号までに掲げる者に該当することを知ったときは、遅滞なく、裁判員候補者名簿の記載を消除しなければならない。
7　裁判員候補者名簿管理官は、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者について、その者が第十七条第一項の規定により裁判員候補者名簿の記載を消除すべきことを知ったときは、遅滞なく、裁判員候補者名簿の記載を消除しなければならない。
8　裁判員候補者名簿管理官は、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者について、その者が第十八条第一項の規定により裁判員候補者名簿の記載を消除すべきことを知ったときは、遅滞なく、裁判員候補者名簿の記載を消除しなければならない。
9　裁判員候補者名簿管理官は、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者について、その者が第十八条第二項の規定により裁判員候補者名簿の記載を消除すべきことを知ったときは、遅滞なく、裁判員候補者名簿の記載を消除しなければならない。
10　裁判員候補者名簿管理官は、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者について、その者が第十九条第一項の規定により裁判員候補者名簿の記載を消除すべきことを知ったときは、遅滞なく、裁判員候補者名簿の記載を消除しなければならない。
11　裁判員候補者名簿管理官は、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者について、その者が第十九条第二項の規定により裁判員候補者名簿の記載を消除すべきことを知ったときは、遅滞なく、裁判員候補者名簿の記載を消除しなければならない。
12　裁判員候補者名簿管理官は、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者について、その者が第二十条第一項の規定により裁判員候補者名簿の記載を消除すべきことを知ったときは、遅滞なく、裁判員候補者名簿の記載を消除しなければならない。
13　裁判員候補者名簿管理官は、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者について、その者が第二十一条第一項の規定により裁判員候補者名簿の記載を消除すべきことを知ったときは、遅滞なく、裁判員候補者名簿の記載を消除しなければならない。
14　裁判員候補者名簿管理官は、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者について、その者が第二十二条第一項の規定により裁判員候補者名簿の記載を消除すべきことを知ったときは、遅滞なく、裁判員候補者名簿の記載を消除しなければならない。
15　裁判員候補者名簿管理官は、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者について、その者が第二十三条第一項の規定により裁判員候補者名簿の記載を消除すべきことを知ったときは、遅滞なく、裁判員候補者名簿の記載を消除しなければならない。
16　裁判員候補者名簿管理官は、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者について、その者が第二十四条第一項の規定により裁判員候補者名簿の記載を消除すべきことを知ったときは、遅滞なく、裁判員候補者名簿の記載を消除しなければならない。
17　裁判員候補者名簿管理官は、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者について、その者が第二十五条第一項の規定により裁判員候補者名簿の記載を消除すべきことを知ったときは、遅滞なく、裁判員候補者名簿の記載を消除しなければならない。
（裁判員候補者名簿の閲覧）
第十四条　何人も、裁判員候補者名簿の閲覧を請求することができる。
2　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
3　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
4　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
5　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
6　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
7　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
8　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
9　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
10　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
11　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
12　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
13　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
14　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
15　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
16　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
17　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
（裁判員候補者名簿の閲覧の制限）
第十五条　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
2　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
3　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
4　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
5　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
6　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
7　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
8　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
9　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
10　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
11　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
12　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
13　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
14　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
15　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
16　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
17　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
（裁判員候補者名簿の閲覧の制限）
第十六条　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
2　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
3　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
4　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
5　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
6　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
7　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
8　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
9　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
10　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
11　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
12　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
13　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
14　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
15　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
16　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。
17　裁判員候補者名簿の閲覧は、裁判員候補者名簿管理官が、裁判員候補者名簿を調製した日から、次の裁判員候補者名簿を調製するまでの間、裁判所において行う。

第二章　裁判員等選任手続

第一節　総則

（参考）
（裁判員等選任手続）
第十七条　裁判員候補者の出頭を求めて行う裁判員候補者の中からの裁判員の選任その他裁判員又は補充裁判員を選任するために必要な手続（以下「裁判員等選任手続」という。）は、この章の定めるところにより行う。
（裁判員等選任手続の期日）
第十八条　裁判員等選任手続の期日は、裁判長が定める。
2　裁判長は、裁判員等選任手続の期日を定めるには、あらかじめ、検察官及び弁護人の意見を聴かなければならない。
3　裁判長は、裁判員等選任手続の期日を定めたときは、速やかに、これを裁判員候補者に通知しなければならない。
4　裁判長は、裁判員等選任手続の期日を変更したときは、速やかに、変更後の期日を裁判員候補者に通知しなければならない。
（裁判員等選任手続の公開）
第十九条　裁判員等選任手続は、公開しない。
（裁判員候補者の呼出し）
第二十条　裁判員候補者は、裁判員等選任手続の期日に出頭しなければならない。
2　裁判員候補者は、やむを得ない事由があるときは、裁判長に対し、前項の規定による出頭に代えて、裁判員候補者名簿に記載された住所又は勤務先その他の場所において質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを申し出ることができる。
3　裁判長は、前項の申出を相当と認めるときは、裁判員候補者に対し、同項の規定による出頭に代えて、質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずることができる。
4　裁判長は、前項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、質問票の提出の期限を定めなければならない。
5　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じなければならない。
6　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
7　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
8　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
9　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
10　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
11　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
12　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
13　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
14　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
15　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
16　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
17　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
（裁判員候補者の呼出しの通知）
第二十一条　裁判員候補者の呼出しは、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日の五日前までに、その期日を通知してしなければならない。
2　裁判員候補者の呼出しは、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日の五日前までに、その期日を通知してしなければならない。
3　裁判員候補者の呼出しは、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日の五日前までに、その期日を通知してしなければならない。
4　裁判員候補者の呼出しは、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日の五日前までに、その期日を通知してしなければならない。
5　裁判員候補者の呼出しは、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日の五日前までに、その期日を通知してしなければならない。
6　裁判員候補者の呼出しは、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日の五日前までに、その期日を通知してしなければならない。
7　裁判員候補者の呼出しは、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日の五日前までに、その期日を通知してしなければならない。
8　裁判員候補者の呼出しは、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日の五日前までに、その期日を通知してしなければならない。
9　裁判員候補者の呼出しは、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日の五日前までに、その期日を通知してしなければならない。
10　裁判員候補者の呼出しは、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日の五日前までに、その期日を通知してしなければならない。
11　裁判員候補者の呼出しは、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日の五日前までに、その期日を通知してしなければならない。
12　裁判員候補者の呼出しは、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日の五日前までに、その期日を通知してしなければならない。
13　裁判員候補者の呼出しは、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日の五日前までに、その期日を通知してしなければならない。
14　裁判員候補者の呼出しは、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日の五日前までに、その期日を通知してしなければならない。
15　裁判員候補者の呼出しは、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日の五日前までに、その期日を通知してしなければならない。
16　裁判員候補者の呼出しは、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日の五日前までに、その期日を通知してしなければならない。
17　裁判員候補者の呼出しは、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日の五日前までに、その期日を通知してしなければならない。
（呼出状）
第二十二条　裁判員候補者の呼出しは、呼出状によってしなければならない。
2　呼出状には、裁判員候補者の氏名及び住所、裁判員等選任手続の期日及び場所その他裁判員候補者が裁判員等選任手続の期日に出頭するために必要な事項を記載しなければならない。
3　裁判員候補者が二人以上あるときは、裁判員候補者ごとに呼出状を作らなければならない。
（呼出状の送達）
第二十三条　呼出状は、裁判員候補者に送達しなければならない。
2　呼出状の送達は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付してしなければならない。
3　呼出状の送達は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付してしなければならない。
4　呼出状の送達は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付してしなければならない。
5　呼出状の送達は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付してしなければならない。
6　呼出状の送達は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付してしなければならない。
7　呼出状の送達は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付してしなければならない。
8　呼出状の送達は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付してしなければならない。
9　呼出状の送達は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付してしなければならない。
10　呼出状の送達は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付してしなければならない。
11　呼出状の送達は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付してしなければならない。
12　呼出状の送達は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付してしなければならない。
13　呼出状の送達は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付してしなければならない。
14　呼出状の送達は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付してしなければならない。
15　呼出状の送達は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付してしなければならない。
16　呼出状の送達は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付してしなければならない。
17　呼出状の送達は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付してしなければならない。
（呼出状の送達報告）
第二十四条　呼出状の送達をした者は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付したときは、その旨を裁判員候補者名簿管理官に報告しなければならない。
2　呼出状の送達をした者は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付したときは、その旨を裁判員候補者名簿管理官に報告しなければならない。
3　呼出状の送達をした者は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付したときは、その旨を裁判員候補者名簿管理官に報告しなければならない。
4　呼出状の送達をした者は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付したときは、その旨を裁判員候補者名簿管理官に報告しなければならない。
5　呼出状の送達をした者は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付したときは、その旨を裁判員候補者名簿管理官に報告しなければならない。
6　呼出状の送達をした者は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付したときは、その旨を裁判員候補者名簿管理官に報告しなければならない。
7　呼出状の送達をした者は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付したときは、その旨を裁判員候補者名簿管理官に報告しなければならない。
8　呼出状の送達をした者は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付したときは、その旨を裁判員候補者名簿管理官に報告しなければならない。
9　呼出状の送達をした者は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付したときは、その旨を裁判員候補者名簿管理官に報告しなければならない。
10　呼出状の送達をした者は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付したときは、その旨を裁判員候補者名簿管理官に報告しなければならない。
11　呼出状の送達をした者は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付したときは、その旨を裁判員候補者名簿管理官に報告しなければならない。
12　呼出状の送達をした者は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付したときは、その旨を裁判員候補者名簿管理官に報告しなければならない。
13　呼出状の送達をした者は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付したときは、その旨を裁判員候補者名簿管理官に報告しなければならない。
14　呼出状の送達をした者は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付したときは、その旨を裁判員候補者名簿管理官に報告しなければならない。
15　呼出状の送達をした者は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付したときは、その旨を裁判員候補者名簿管理官に報告しなければならない。
16　呼出状の送達をした者は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付したときは、その旨を裁判員候補者名簿管理官に報告しなければならない。
17　呼出状の送達をした者は、裁判員候補者に対し、呼出状を交付し、又は呼出状の謄本を送付したときは、その旨を裁判員候補者名簿管理官に報告しなければならない。
（裁判員候補者の出頭義務）
第二十五条　裁判員候補者は、裁判員等選任手続の期日に出頭しなければならない。
2　裁判員候補者は、やむを得ない事由があるときは、裁判長に対し、前項の規定による出頭に代えて、質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを申し出ることができる。
3　裁判長は、前項の申出を相当と認めるときは、裁判員候補者に対し、同項の規定による出頭に代えて、質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずることができる。
4　裁判長は、前項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
5　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
6　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
7　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
8　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
9　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
10　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
11　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
12　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
13　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
14　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
15　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
16　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
17　裁判長は、第三項の規定により質問票に記載すべき事項を記載し、これを提出することを命ずるときは、裁判員候補者に対し、裁判員等選任手続の期日に出頭することを命じないことができる。
（裁判員候補者の出頭の確保）
第二十六条　裁判長は、裁判員候補者が、正当な理由がなく、裁判員等選任手続の期日に出頭しないときは、決定で、その裁判員候補者に対し、十万円以下の過料に処する。
2　裁判長は、裁判員候補者が、正当な理由がなく、裁判員等選任手続の期日に出頭しないときは、決定で、その裁判員候補者に対し、十万円以下の過料に処する。
3　裁判長は、裁判員候補者が、正当な理由がなく、裁判員等選任手続の期日に出頭しないときは、決定で、その裁判員候補者に対し、十万円以下の過料に処する。
4　裁判長は、裁判員候補者が、正当な理由がなく、裁判員等選任手続の期日に出頭しないときは、決定で、その裁判員候補者に対し、十万円以下の過料に処する。
5　裁判長は、裁判員候補者が、正当な理由がなく、裁判員等選任手続の期日に出頭しないときは、決定で、その裁判員候補者に対し、十万円以下の過料に処する。
6　裁判長は、裁判員候補者が、正当な理由がなく、裁判員等選任手続の期日に出頭しないときは、決定で、その裁判員候補者に対し、十万円以下の過料に処する。
7　裁判長は、裁判員候補者が、正当な理由がなく、裁判員等選任手続の期日に出頭しないときは、決定で、その裁判員候補者に対し、十万円以下の過料に処する。
8　裁判長は、裁判員候補者が、正当な理由がなく、裁判員等選任手続の期日に出頭しないときは、決定で、その裁判員候補者に対し、十万円以下の過料に処する。
9　裁判長は、裁判員候補者が、正当な理由がなく、裁判員等選任手続の期日に出頭しないときは、決定で、その裁判員候補者に対し、十万円以下の